

(案)
沖縄バリアフリープロモーター
制度要綱

1. 目的

沖縄において、バリアフリーに関する有識者・専門家、先進的な取組を実施している地方公共団体関係者、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成やボランティア活動等において熱心な活動をされている方、障害者スポーツ関係者等、各分野の人材を「沖縄バリアフリープロモーター」として認定し、プロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、沖縄総合事務局の行うバリアフリー施策において活動していただく人材の確保を目的とする。

2. 沖縄バリアフリープロモーターの役割

- ・プロモート活動（地方公共団体に対する移動等円滑化促進方針及び基本構想の新規作成・更新の促進など）
- ・バリアフリー教室への参画（セミナーでの講師、実技体験の指導など）
- ・バリアフリー推進を図ろうとする者の相談への対応

3. 沖縄バリアフリープロモーターの要件

以下の①及び②の要件を満たす者であること。

- ① バリアフリーに関する知見を有しており、かつ、沖縄におけるバリアフリーの推進について実績を有していること。
- ② 「沖縄バリアフリープロモーター」として適さない特段の事情がないこと。

4. 沖縄バリアフリープロモーターの認定等の基本的な流れ

1) 候補者の募集

- ① 候補者は、国の行政機関、地方公共団体、非営利活動団体、民間企業等バリアフリー施策の推進に取り組む団体又は法人の推薦による。
- ② 推薦者は、所定の推薦書を提出する。

2) 候補者の調査

企画室は、提出された推薦書に基づき、候補者が3.の沖縄バリアフリープロモーターの要件に合致する者であるか否かを調査する。

3) 沖縄バリアフリープロモーターの選定

- ① 企画室は、提出された推薦書及び2)の調査を踏まえ、現沖縄バリア

フリープロモーターに対して、候補者を沖縄バリアフリープロモーターとして選定することの可否について、意見を聴取する。

② 移動等円滑化評価会議沖縄分科会（以下「分科会」という。）は、①で沖縄バリアフリープロモーターとして選定することにつき現沖縄バリアフリープロモーターの全ての賛同を得られた候補者について、推薦書、企画室が行う調査及び現沖縄バリアフリープロモーターの意見により、3.の沖縄バリアフリープロモーターの要件を満たしているかを審議する。

③ 分科会は審議の結果、適当であると認められる者を沖縄バリアフリープロモーターとして選定する。

4) 沖縄バリアフリープロモーターの認定・公表

① 沖縄総合事務局長は、辞退の申出がある場合等を除き、3) ②で選定された者を沖縄バリアフリープロモーターとして認定する。

② 認定された沖縄バリアフリープロモーターについては、その旨を本人とその推薦者に通知するとともに、沖縄総合事務局長のHPに名簿を掲載する。名簿には①氏名、②組織団体名、③これまでのバリアフリー推進に係る活動実績を記載する。

③ 地方公共団体等が沖縄バリアフリープロモーターと連絡を取る場合には、企画室を通じて案内する。

5) 認定期間

沖縄バリアフリープロモーターの認定期間は認定日から翌々年の3月31日までとする。また、過去2年以内にバリアフリー施策に携わった沖縄バリアフリープロモーターは、辞退の申出がない限り、再任する。

6) 解任

沖縄総合事務局長は、辞退の申出、沖縄バリアフリープロモーターとして適さない事情等がある場合は、認定期間にかかわらず、沖縄バリアフリープロモーターを解任することができる。

5. その他

企画室は、沖縄バリアフリープロモーターが必要とする情報の提供に努めるものとする。

企画室と沖縄バリアフリープロモーター及び沖縄バリアフリープロモーター同士は、常に緊密な連携を図るよう努めるものとする。

以上

沖縄バリアフリープロモーター候補者 推薦書

1. 候補者の基本情報

氏名	
所属(注1)	
役職	
連絡先	TEL:
	E-mail:

(注1)国の行政機関又は地方公共団体の場合は当該行政機関名又は地方公共団体名及び所属課室、法人その他の団体の場合は法人等の名称及び所属部署等を記載

(注2)推薦者が民間企業に所属する者の場合、推薦者が所属する法人又は所属する法人のグループ法人の社員の推薦は認めない。

(注3)推薦書の提出にあたっては、推薦書の提出について候補者に事前の連絡をすること。

2. 推薦理由等

候補者がプロモーターに適任と思われる理由	
候補者が中心的な役割を担ったバリアフリー施策・事業等	
当該施策・事業等の概要がわかる資料(URL等)	

3. 推薦者

所属	
役職	
氏名	
連絡先	TEL:
	E-mail: